

○射撃指導員運営要綱

平成29年2月22日

保安第1913号

警察本部長

射撃指導員運営要綱の制定について（通達）

みだしのことについては、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の3に規定する射撃指導員の運営について、別添のとおり射撃指導員運営要綱を制定し、平成29年2月22日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

射撃指導員運営要綱

第1 目的

この要綱は、射撃指導員に関する規程（平成29年埼玉県公安委員会規程第3号。以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、射撃指導員の運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2 指導員の任務

射撃指導員（以下「指導員」という。）は、射撃場における射撃の適正及び射撃に伴う危害の防止を期するために、射撃選手若しくはその候補者又は一般の射撃愛好家及び所属団体の構成員に対して、猟銃等の操作、射撃及び取扱いの指導を積極的に遂行することを任務とする。

第3 指導員の指定期間

1 指定期間

指定期間は3年とし、再指定を妨げないものとする。

2 途中指定

指導員に欠員が生じた場合又は必要があつて増員が生じた場合は、考査等を実施し、4月1日をもって新規指定を行うものとする。この場合において新規指定を受ける指導員の指定期間は、他の指導員の残任期間と同じとする。

3 生活安全部長による特別な指定

生活安全部長は、特別の事由がある場合に、3年以内の期間で指導員を指定することができるものとする。

第4 指導員の推薦

生活安全部長は、射撃等の団体（以下「団体」という。）に指導員の指定候補者（以下「候補者」という。）がある場合は、当該団体の長に、次に掲げる基準を満たす者について推薦させるものとする。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第42条第1項各号に掲げる基準を全て満たすこと。
- (2) 過去5年以内に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）若しくは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関す

る法律（平成14年法律第88号）に違反していないこと、又は銃砲による事故を起こしていないこと。

(3) 指定期間満了まで射撃指導を続けることができること。

(4) 原則として、県内に居住していること。

第5 申請書類

1 生活安全部長は、団体の長から候補者の推薦を受けた場合は、団体の長に推薦書（別記様式第1号）及び研修受講証明書（別記様式第2号）を当該候補者に交付させ、その交付状況を射撃指導員推薦者一覧表（別記様式第3号）により報告させるものとする。

2 警察署長（以下「署長」という。）は、候補者から、射撃指導員指定申請書（規則別記様式第41号）を受理する場合は、推薦書、研修受講証明書、身上書（別記様式第4号）及び写真1枚（申請前3か月以内にカラー撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦30ミリメートル、横24ミリメートルのもので、裏面に受理所属、氏名及び撮影年月日を記載したもの）を併せて提出させるものとする。

3 署長は、当該候補者が規則第42条第1項各号に掲げる基準に適合するか否かを調査し、射撃指導員指定申請書等を生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）に送付し、その写しを整理保管するものとする。

第6 候補者の審査

生活安全部長は、候補者に対して筆記による考査を行い、適任と認められる者を指導員に指定するものとする。

第7 指定書の交付等

1 生活安全部長は、指導員を指定する場合は、射撃指導員指定書（規則別記様式第42号。以下「指定書」という。）及び射撃指導員資格者証（規程別記様式。以下「資格者証」という。）（以下これらを「指定書等」という。）を作成し、署長に送付するものとする。

2 署長は、指定書等を指導員として指定を受けた者に交付し、受領書（別記様式第5号）を徴し、生活安全部長に送付するものとする。

第8 指導員の遵守事項

生活安全部長は、指導員に対し、次に掲げる事項を遵守するように指導するものとする。

る。

- (1) 指定に係る猟銃等で指導する際は、資格者証を被指導者の見やすい場所に掲示するものとし、指導員であることを明らかにすること。
- (2) 射撃指導員指定申請書の記載事項に変更を生じた場合は、射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書（規則別記様式第44号）に当該射撃指導員指定書及び住民票の写しを添えて、速やかにその者の住所地を管轄する署長を経て保安課長に提出すること。
- (3) 指定書等は亡失し、滅失し、又は盗難に遭わないよう常に保管管理に注意すること。
- (4) 指定書又は資格者証を亡失し、滅失し、又は盗難被害にあった場合は、所属する団体に報告するとともに、住所地を管轄する署長を経て保安課長に再交付申請書（別記様式第6号）を提出し、再交付を受けること。

第9 活動報告

生活安全部長は、指導員に、1年間（4月1日から3月31日までの間）の活動状況を指導実績報告書（別記様式第7号）により、毎年4月末日までに、所属する団体の長を経て報告させるものとする。

第10 研修会の受講等

- 1 生活安全部長は、団体の長に1年間に1回以上、必要な法令、猟銃等の取扱い、射撃等に関する研修会を開催させ、所属する指導員を受講させるものとする。
- 2 生活安全部長は、団体の長に前記1の研修会を受講した指導員に対して、研修受講証明書を交付させるものとする。

第11 指導員指定の解除

- 1 生活安全部長は、指導員に本人の願い出によるほか、次に掲げる事由に該当したときは、指導員指定の解除の申出を行わせるものとし、指定書等返納届（別記様式第8号）を作成の上、指定書等を添えて住所地を管轄する署長を経て保安課長に提出させるものとする。
 - (1) 猟銃等による違反又は事故を起こしたとき。
 - (2) 指導する種類の猟銃等を所持しなくなったとき。
 - (3) 仕事、病気等により指導員の任務の遂行に困難が生じたとき。

- 2 生活安全部長は、団体の長に、指導員として不適格な者及び前記1に掲げる事由に該当しながら指定書等返納届未提出の者を把握したときは、通報させるものとする。
- 3 生活安全部長は、団体の長に、所属する指導員が死亡したときは、当該指導員の住所地を管轄する署長を経て保安課長に報告させるものとする。
- 4 生活安全部長は、やむを得ない事情が生じ、指導員の指定を解除する必要があると認めた場合は、射撃指導員解除通知書（規則別記様式第43号）により指導員の指定を解除することができるものとする。この場合において、生活安全部長は当該措置について、指導員の所属する団体の長に通知するものとする。
- 5 生活安全部長は、指定期間を満了した指導員の資格者証については、当該指導員の所属する団体の長に、取りまとめて保安課長に返納させるものとする。

実施日

- 1 この通達は、平成29年2月22日から実施する。
- 2 この通達実施の際、現に銃砲刀剣類所持許可等事務取扱要領及び猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習及び空気銃の使用の方法に関する講習を行う者に対する報償金の支給基準等について（平成29年保安第1914号）による改正前の銃砲刀剣類所持許可等事務取扱要領（平成19年生環一第15号）の規定により指定されている射撃指導員は、この通達の規定により指定された射撃指導員とみなす。

推 薦 書

年 月 日

生活安全部長 殿

団体名

印

次の者は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号に定める基準等を満たし、射撃指導員として適任者であるので推薦します。

記

被推薦者

本（国）籍

住所

氏名

性別

生年月日

現に所持している猟銃等

ライフル銃 丁

散弾銃 丁

空気銃 丁

射撃指導員の種別

ライフル銃射撃

散弾銃射撃

空気銃射撃

（注）射撃指導員の種別については、該当するものを○で囲むこと。

研 修 受 講 証 明 書

年 月 日

生活安全部長 殿

団体名

印

次の者は、当団体が開催する猟銃等の取扱いに関する最新の知識の修得及び社会的責任の再確認をさせるための研修会に参加したことを証明します。

記

1 被受講者

本（国）籍

住所

氏名

性別

生年月日

2 研修会名、受講日及び場所

(1) 研修会名

(2) 受講日

(3) 場所

射撃指導員推薦者一覧表

番号	ふりがな		生年月日	住 所	管轄 警察署	銃種 (○を記入)		
	氏	名				ライフル	散弾	空気

全 () 人

身 上 書

申 請 人	本 籍					写 真
	住 所					
	ふ り が な			性 別	男 ・ 女	
	氏 名					
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)				
	職 業			勤務先の名称		
所 持 歴	所 持 銃	射 撃 用 所 持 年 数			狩 猟 用 所 持 年 数	
	散 弾 銃	丁 年 月			丁 年 月	
	ラ イ フ ル 銃	丁 年 月			丁 年 月	
	空 気 銃	丁 年 月			丁 年 月	
経 験 年 数	射撃経験 年 月			狩猟経験 年 月		
違 反 歴 (罰金以上の処分が あった場合に記入)	被 検 挙 年 月 日	被 検 挙 警 察 署	罪 名	処 分 結 果	備 考	
健 康 状 態	健康 持病 ()					
推 薦 団 体	猟友会 全猟 クレー射協 ライフル射協 火薬商組合 射場協					
指 導 希 望 種 類	ライフル銃		散弾銃		空気銃	

受領書

射撃指導員指定書及び射撃指導員資格者証を受領しました。

年 月 日

生活安全部長 殿

住 所

氏 名

印

再交付申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

申請人氏名

印

申請人	住所			
	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日生		
射撃指導員の種別		ライフル銃射撃・散弾銃射撃・空気銃射撃		
指定年月日 指定番号		年 月 日・第 号		
再交付を受けようとする物		射撃指導員指定書 ・ 射撃指導員資格者証		
再交付を受けようとする理由				

指導実績報告書

年 月 日

生活安全部長 殿

指定書番号 号
所属団体
射撃指導員 印

指導月日	指導団体等	人数	射撃場名	備考
(活動ができなかった理由等)				

(注) 毎年4月末までに前年度分を所属団体を経て、警察本部生活安全部保安課に提出すること。

指定書等返納届

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

返納者

氏名（又は団体名称）

団体代表者名

印

射 撃 指 導 員	住 所			
	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日生		
射 撃 指 導 員 の 種 別		ライフル銃射撃 ・ 散弾銃射撃 ・ 空気銃射撃		
指 定 年 月 日 号 指 定 番 号		年 月 日 ・ 第 号		
返 納 を す る 指 定 書 等		射撃指導員指定書 ・ 射撃指導員資格者証		
返 納 す る 理 由				